

議 事 日 程 (第5号)

令和4年12月14日(水) 午前10時開議

日程第1	議案第71号	湖西市立保育所条例を廃止する条例制定について
日程第2	議案第72号	湖西市訪問看護ステーション条例を廃止する条例制定について
日程第3	議案第73号	湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
日程第4	議案第74号	湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
日程第5	議案第75号	湖西市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
日程第6	議案第76号	湖西市議会の個人情報の保護に関する条例制定について
日程第7	議案第77号	湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第78号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第9	議案第79号	定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
日程第10	議案第80号	湖西市職員の降給に関する条例制定について
日程第11	議案第81号	湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
日程第12	議案第82号	湖西市下水道事業審議会条例制定について
日程第13	議案第83号	湖西市表彰条例の一部を改正する条例制定について
日程第14	議案第84号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第15	議案第85号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
日程第16	議案第86号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第7号)
日程第17	議案第87号	令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第88号	令和4年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第19	議案第89号	令和4年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第90号	令和4年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（馬場 衛） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第71号 湖西市立保育所条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

これより、議案第71号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、議員定数の半数以上が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

また、この場合、議長も表決権を有しますので、ただいまの表決権を有する出席議員は18名であります。

それでは、議案第71号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが

って、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第72号 湖西市訪問看護ステーション条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第72号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第73号 湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第73号について採決をいたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第74号 湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第74号について採決をいたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第75号 湖西市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第75号について採決をいたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第76号 湖西市議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第76号について採決をいたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第77号 湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、1番 柴田一雄君の発言を許します。

〔1番 柴田一雄登壇〕

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○1番（柴田一雄） 1番 柴田一雄です。質疑通告書に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第77号、議案書52ページになります。湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、2点、質疑通告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、1番目の質疑に入ります。

湖西市職員の定年年齢が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に60歳から65歳へ引き上げられるという趣旨でございます。知識や経験が豊富な高齢期の職員の方の能力が活用され、他の職員にとりましても、非常に有益なことと思っておりますが、一方では、次の時代を担う若い世代の職員の減少が心配されますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

定年延長制度によりまして、令和5年度から段階的に定年年齢が引き上げられまして、定年年齢65歳での退職は令和14年度の退職者からとなります。普通退職を除きますと、令和5年度から令和14年度まで10年間の定年での退職者を34名と見込んでいます。

一方、定年延長制度の導入がなく、従来の定年年齢60歳で退職した場合、同じ10年間で60歳での退職者を82名と見込んでいます。

定年退職後、ほとんどの職員が引き続き再任用を希望している実情を踏まえても、定年延長制度の導入によって、退職に伴う欠員補充数は減少することが見込まれます。

そのため、新規採用数によって、職員の年齢構成バランスへの影響を懸念しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○1番（柴田一雄） 承知いたしました。

1つ確認をさせていただきたいのですが、市といたしまして、職員の年代層のバランスはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

職員構成につきましては、合併当初は55歳以上の割合が非常に高くありました。現在は30歳から40歳までの構成割合が高くなっておりまして、構成年齢的には25歳未満の職員が少な目という形になっていきますので、今後は年齢構成のバランスを考えまして、採用のほうに努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○1番（柴田一雄） 分かりました。ただいまの答弁で年齢構成のバランスも考えて、若い年代層の雇用にも配慮していただけるということを確認いたしました。

次の2番目の質問に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○1番（柴田一雄） 先ほどの答弁と重複する点もあるかもしれませんが、高齢期の職員が増えるということで、新規採用の職員の採用控えが懸念されますが、影響はいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

定年延長制度の導入で、定年の引上げが段階的に行われることによりまして、令和14年度までの定年退職者が2年に一度となります。一定程度の職員の新規採用者数が抑制されることを見込まれます。

そのような中、行政サービスの維持・向上の観点から、行政課題に基づく業務量の把握、職種ごとの職員の年齢構成の偏りの抑制などを十分に考慮・検討した上で、中長期的観点から定員管理を行い、必要な新規採用職員の確保に努めまして、組織の新陳代謝や活性化を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○1番（柴田一雄） よく理解できました。職員の年代層がバランスよく雇用され、持続可能なまちづくりに向け、職員の方々の能力が最大限に発揮する

ことを期待しております。

以上で私の質疑を終了します。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、1番 柴田一雄君の質疑を終わります。

続いて、6番 菅沼 淳君の発言を許します。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。同じく議案第77号 湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、3点お伺いをいたします。よろしくお祈いします。

それでは、最初の質問です。

市内民間事業者に率先して引上げをする理由をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

国は、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少が見込まれる中、複雑高度化する行政課題に対しまして、的確に対応していく必要があることから、能力と意欲のある高齢職員を最大限活用しつつ、高齢職員の技術、経験を継承していくことが組織において重要であるという趣旨の基、国家公務員法を改正し、国家公務員の定年年齢を65歳に引き上げました。

地方公務員の定年は、地方公務員法で国家公務員の定年を基準として、条例で定めるものと規定されておりますので、国家公務員の定年が引き上げられたことから、本市におきましても法の趣旨にのっとり、定年年齢を引き上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） そこは分かりました。

再質問であります。条例改正に当たり、市内の定年制度の状況は参考にされているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

参考にしておりません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 市内の事業者は関係ないと、そういうことでございますか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

地方公務員法の規定によりまして改正のほうをしておりますので、市内の企業のほうのことは関係ございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 私、参考までに、今回質問するに当たり、市内の事業所、大体20社ほど定年制度について聞いてみました。そんな中で、1社、これ団体なんですけど、市と同様の制度にするというところが1社ありまして、あとはもうほとんど60歳定年制度、以後は再雇用という制度を今もそういう制度でやっております。参考までに、よろしくお祈いします。

この議案について、私は反対はしませんが、民間に率先してこのような議案が上程されるたびに、私は一体誰が主役なんだということをいつも感じております。質問ではありませんので、次行きます。

○議長（馬場 衛） 2番目ですね。はい、どうぞ。

○6番（菅沼 淳） それでは2つ目の質問です。

段階的に引上げをするということで、その分、人件費は増額されていくと思っておりますが、年度ごとの増額の試算についてはどうなのか、また増額分はどのように手当、調整されるのかお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

年度により、定年延長制度の影響を受ける職員数にはばつきがございますが、制度が完成する令和13年度までの各年度におきまして、おおよそ1,000万円から8,000万円程度の人件費の増額を見込んでおります。

増額の要因としましては、令和13年度までの新規採用分と再任用職員分の人件費につきましては、対象職員数の減少により減額となります。しかし、新たに必要となります役職定年後の60歳以上の高齢職

員分の人件費によって、トータルの人件費が増額となるものでございます。

なお、増額分の人件費につきましては、一般財源で賄うこととなります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 分かりました。

それは見方を変えれば、増額分だけ税金による行政サービスが減少すると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

定年延長によりまして、人件費は多少増額のほうはいたしますが、行政サービスの減少になるとは考えておりません。これまでと同様に、職住近接や市の持続可能な発展のために市役所の組織力を高めながら、市民サービスの維持向上を目指していくとともに、適正な定員管理に努めまして、できる限り人件費を抑制していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 分かりました。

それでは、質問の3つ目の質問をさせていただきます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○6番（菅沼 淳） すみません、これにつきましては、先ほどの同僚議員の答弁において、新規については、これまでよりちょっと厳しい採用になるであろうと理解をいたしましたので、以上で質問を終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○6番（菅沼 淳） はい。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、6番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3

項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第77号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第78号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第78号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第79号 定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定につい

てを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第79号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第80号 湖西市職員の降給に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第81号 湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第82号 湖西

市下水道事業審議会条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第82号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第83号 湖西市表彰条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第83号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第84号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

○議長（馬場 衛） 質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、11番 吉田建二君の発言を許します。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。質疑をいたします。

手数料を改正しようとする意図や内容については理解をいたしました。この条例を改正することによって、この限定期間内における適用件数と、それに伴う減収総額をどの程度見込んでいるのか、この点について説明をお願いをいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。市民安全部長。

〔市民安全部長 安形知哉登壇〕

○市民安全部長（安形知哉） お答えをいたします。

各種証明書のコンビニ交付手数料の減額につきましては、年が明けまして、令和5年1月4日から令和6年3月31日までの間、期間を定めて行います。

現行手数料から200円減額をする、令和5年1月4日から令和5年3月31日までの間のコンビニ交付利用件数は、令和3年度実績の1.8倍と見込み、2,426件、48万5,200円の減収を見込んでおります。

また、現行手数料から100円減額する令和5年4月1日から令和6年3月31日までの件数は、令和4年度の見込み件数の2.0倍と見込みまして、1万3,488件で134万8,800円の減収と見込んでおります。

コンビニ交付手数料の減額期間内における総件数につきましては、1万5,914件、減収総額として183万4,000円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 減収となる額については、減

額することによって影響を見込んだ件数でもって算出されているということで理解をいたしました。

そうしましたら、この減収となった、いわゆる減額分について、国の財政的な措置とか、そういうようなことはあるでしょうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（安形知哉） お答えをいたします。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、総務省のマイナンバーカード事務費補助金により財政支援が行われておりますが、今回の各種証明書のコンビニ交付手数料の減額につきましては、この補助メニューがございません。

しかしながら、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この中に事業メニューとしてコンビニ交付手数料の減額についての定めがございます。地方創生臨時交付金につきましては、湖西市への交付限度額というのが定められておりますので、充当をする事業につきましては、市全体の事業の中で検討することとなります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 交付金の中に見込んでいるということで、理解をいたしました。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第84号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第85号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第85号について採決をいたします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第86号 令和4年度湖西市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第86号一般会計補正予算（第7号）につきまして質疑を行

わせていただきます。

まず最初に、歳入、19款1項1目財政調整基金繰入金の主な要因をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

今回の補正予算の歳出総額は5億8,419万9,000円となっております。財源としましては、国庫支出金や県支出金、市債などの特定財源が1億6,045万円、残りの4億2,396万9,000円は一般財源で賄うことになります。

一般財源を財源とする主な内容を申し上げますと、市役所空調設備や海水浴場ボードウォークなどの修繕料に約1億5,000万円、公共施設の光熱水費に約7,000万円、令和3年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金に約6,000万円、そのほか、人事院勧告に伴う人件費の増額や借地部分の土地購入費などに約1億5,000万円となっております。この一般財源は、繰越金の1億6,316万9,000円と、財政調整基金繰入金金の2億6,080万円に対応するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。今回、本当に歳出のほうになってしまいますけれども、修繕料というのが大分目立つようになってきたと思い、今回質問をさせていただきました。

そういった中で、やはり修繕料というのは、どうしてもこういった財政調整基金で賄っていくしか方法がないというふうに解釈していてよろしいでしょうか。公共施設整備基金というのは、あくまでも公共施設を建て替えるときの基金であって、財政調整基金でのほうから修繕料等は賄っていくっていう、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

基本的には、公共施設の整備につきましては、公共施設整備基金のほうを活用していきたいと思っております。

修繕につきましても、活用できるものは活用して

いきたいんですが、年間の財源の状況によりまして、その辺は臨機応変で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市の財政を見ながら、年間の財源を考えて臨機応変に対応していくということで、これからますます修繕等が増えてきますので、その辺、また議会サイドにも見えやすいような形で情報提供をお願いしたいと思います。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） 次ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 21款6項2目こさいプロモーション推進事業費収入の雑入9万円の根拠をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

雑入の9万円の根拠でございますが、新キャラクターであります、うなぼんのアクリル製のキーホルダーを3種類のデザインで各100個、合計300個を作成する予定でございます。これらをイベントですとか、市役所ホールでカプセルトイを使用して1個300円で販売をしようと考えております。300個掛ける300円の9万円の歳入を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。アクリル製のキーホルダーを作って、1個300円で販売していく、これ以外には、何か考えているとかはないんですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

新キャラクターのPRというところでは、販売ではなくて、ノベルティのシールを配ろうということで作成を予定してございます。

その後、例えば、今、K S Lとかそういったところでも御意見を聞いておまして、ぬいぐるみを作ったらどうだろうかとか、いろんなクリアホルダーみたいなものについたらどうだろうか、御意見はい

ただいておりますが、こちらにつきましては、来年度予算のほうで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。結構子供たちに人気があるっていうものですので、いろいろ検討していただきたいと思っておりますけれども、ある意味、こういったゆるキャラも一過性のものであるかなと思っておりますので、その辺、よく考えながら進んでいただきたいと思っております。

では、次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 次から歳出に入ります。2款1項5目各種補助金の増額根拠をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

今回、対象となります3つの補助金につきまして、その増額根拠を順に御説明いたします。

初めに、新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金についてでございます。

当初予算では50件の申請を想定していましたが、令和4年度上半期、4月から9月までということになりますが、こちらの申請件数が25件ございました。過去の実績から見ますと、上半期に比べ、下半期の申請の件数ですが、そちらが平均して3割ほど多くなっております。これに加えまして、今年度より開始をいたしました移住定住プロモーションの効果による期待値も踏まえまして、下半期の申請件数を39件と想定いたしました。合計で年間64件の申請を見込みますと、不足分となります14件分になりますが、こちらの14件の支給額に対しまして10万円を乗じて140万円を増額補正させていただきました。

次に、住もっか「こさい」定住促進奨励金についてでございます。

当初予算では申請見込件数を132件と見込んでおまして、過去の実績により平均支給額32万9,849円を乗じまして、4,354万1,000円で予算計上しておりました。本年度上半期の実績では、子育て世帯の申請が多かったため、平均支給額が34万5,746円と当初見込みより高額となりました。また、

申請の件数も上半期で67件の申請がございまして、下半期も同件数を見込みますと年間134件となりまして、2件の増加となります。年間見込件数134件に上半期平均の支給額、先ほど言いました34万5,746円を乗じた4,632万9,964円を年間の支給額と見込み、不足となります278万9,000円を今回増額補正させていただいたものでございます。

最後に、移住就業支援補助金についてでございます。当初予算では1世帯の転入を見込みまして100万円です。予算計上しておりましたけれど、本年度当初に国の制度が改正をされまして、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合には、18歳未満の子1人につきまして30万円を加算するという「子ども加算」というものが追加をされました。現在、子供を含めた世帯の申請が1件予定されておることから、交付額が世帯100万円に子ども加算30万円を加えた130万円になる見込みのため、不足となる30万円を増額補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 細かな数字をありがとうございました。子育て世帯が増えてきているよということだったと思うんですけども、これは確実に子供の数が増えているということは実感されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

子供の数が増えているという実感とまではいいませんが、たまたまといいますか、子育てをしている方が新しく家を建てて、定住に結びついていくということは実感しております。

少し、子供の数なんかを見ますと、制度始まってからも、やはりちょっと増える傾向にもあります。年度によって多少は違いますが、増える傾向にあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） はい、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 2款1項11目です。国に報告している決算額調査書の項目が追加されたことによるシステム改修とのことですが、国庫支出金の対象かどうかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

今回のシステム改修に伴います国の財政支援は国庫補助金ではなく、令和4年度に限りまして、改修に係る経費を特別交付税で措置されることになっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません、令和4年度、今年度に限り特別交付税で対応ということですが、そうすると、当初予算地方特例交付金というのでいいですか、これではなくって、当初予算5,000万円のは違うわけですね。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

すみません、当初予算額、ちょっと覚えてないんですけども、地方交付税の中の特別交付税になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、もう含まれているという解釈になりますか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

当初予算では見込んでおりません。改修に伴って、後で国のほうが特別交付税で措置しますという通知のほうに来ておりますので、結果的に幾ら入ってくるかは、ちょっと不明なんですけど、一応、措置されるという通知が来ておりますので、そのようなことになっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、何て言うんですかね、次年度以降って言ったらいいかどうか分かりませんが、標準財政規模の中にこういった数字

も盛り込んで国のほうへ上げていきますよということでもよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

特別交付税につきましては、基本的にはその市町の特別な財政需要がどのぐらいあるかというのを各地方公共団体が国のほうに申請しまして、認められたものについて特別交付税が交付されることになっておりますので、基本的には次年度以降、どうなるかっていうのは、ちょっと今のところ、このシステムの改修に係りますものは、ちょっと不明でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 国のほうがシステムを変えてきているのに対して、うちは不交付団体ですので、それがはっきりいただけるかどうか、現在不明であるっていう、まあそういうことで解釈いたしました。ありがとうございます。

では、次に移ります。

○議長（馬場 衛） はい、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 3款1項9目浜名学園組合負担金の増額の内訳をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

負担金の増額理由といたしましては、2つございます。1つ目は、光熱費等の物価高騰に伴います経常経費の増加に対する増額であります。

内訳といたしましては、電気代が568万9,000円、ガス代が132万1,000円、食材費が158万7,000円、消耗品等が53万4,000円、合わせて913万1,000円の不足が見込まれますことから、浜名学園組合規約に基づき、浜松市との負担割合に応じ、案分した543万4,000円を本市負担分として計上しております。

2つ目といたしましては、今年8月の新型コロナウイルス感染症による入所施設でのクラスター発生により、入所施設の職員の多くが感染し、運営困難な状況が見込まれたため、入所施設の職員の不足を通所施設の職員で補うこと、また、通所施設の職員の中にも感染が疑われる者があり、利用者への感染

を防ぐため、通所サービス施設を閉所し、閉所期間の減収分に対する補填であります。内訳といたしましては、生活介護事業所の「きぼう」が417万2,000円、就労継続支援B型事業所の「なぎさ作業所」が264万5,000円の、合わせて681万7,000円の減収となりましたことから、こちらも組合の規約に基づき本市分を案分した、405万7,000円を計上しております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。たしか、去年も通所のほうを閉鎖してやったことがあったと思うんですけど、去年は補正を組まなくても賄えられたということでもよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

そのとおりでございます。昨年度は予算の範囲内でやりくりができたということで聞いておりますので、補正はなかったということになります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、これウィズコロナで考えていかなきゃいけないと思うんですけども、今後に対しての何かお考えというのはありますか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

今回のこのクラスター発生は、ちょっと予測不可能な部分がございます。職員の8割以上が感染したというような状況になります。このような状況も今後考えられますことから、本市といたしまして、浜松市と調整をさせていただきまして、施設をなるべく閉所しない方法をBCPの中で考えていただけるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。いろいろ他施設なども参考にしながら検討を進めていただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） 質問の途中ですけど、1時間

を過ぎましたので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

暫時休憩を取ります。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開します。

引き続き、神谷里枝さんの質疑を行います。

議案第86号、歳出の4款2項1目、要旨1番目からとなります。

神谷里枝さん、どうぞ。

○17番（神谷里枝） では、引き続きお願いいたします。

歳出4款2項1目であります。まず最初に、笠子処分場最終覆土工事について補正を組むに至った経緯をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） お答え申し上げます。

笠子廃棄物処分場は一般廃棄物処分場と産業廃棄物最終処分場の2つの処分場がございます。このうち、平成21年4月以降受入れを中止している産業廃棄物処分場を廃止し、跡地利用を図るため、現在、覆土工事を行っています。

覆土は廃棄物の上に1メートル以上行うことが基準で定められております。当初設計では廃棄物が埋まっている高さは均一であることを想定し、土量を算定しました。しかし、工事着手後の試掘により廃棄物が埋まっている高さは均一ではなく、傾斜していることが判明いたしましたので、本工事発注前に既に覆土されていた部分を撤去し、傾斜していた廃棄物をならした後覆土することとなりました。このことにより、当初計上していなかった既設覆土の撤去費や廃棄物をならす費用等を追加するため、増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 一般廃棄物処分のほうと産業廃棄物処分があって、今回新たに産業廃棄物のほう

を増やしていきたいよってということで、工事にかかったら、平成21年前に埋めていたものが、本来は均一に埋められていないといけないものが均一ではなかったよ、だから、補正を組みますよと、雑駁に言いますとそういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

では、2番目に移ります。

○議長（馬場 衛） それじゃあ、次行ってください。

○17番（神谷里枝） 同じところの2問目です。

笠子廃棄物処分場の管理上、問題はなかったのかお伺いします。

○環境部理事（村山隆徳） 先ほど答弁させていただきました廃棄物が傾斜していたことに関しましては、基準上問題はございませんが、跡地利用を鑑みると、やはり廃棄物の埋立ては均一であることが望ましいと考えます。

したがって、今回のことを教訓とし、今後の廃棄物の埋立てにつきましては、しっかりと高さ管理を行うよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 基準上、斜めになっても問題はなかった。そして、今後は均一に埋めるように高さを管理していくということでしたけど、この管理するのは市の職員ということよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。環境問題等に発展しなくて、本当によかったなとも思いますけども、ある意味、マニュアル等をつくって、やはり事業継承を行っていただいていたほうがい

いのかなという気はいたしました。

よろしく願います。

では、次に移ります。

○議長（馬場 衛） 次の項ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 6款1項4目、生産性の向上と臭気対策設備の実証実験の技術開発に係る委託料とのことですが、生産性向上とは何かをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

今回の実証実験は、市内養豚業1社の豚舎におきまして、生産性の向上と畜産臭気対策を同時に効果検証しようとする取組になります。

御質問のありました生産性の向上につきましては、静岡県中小家畜研究センターが、地下水を活用した水冷式空調機、クーラーになりますけども、クーラーの開発、それから設置を計画するもので、畜舎内を暑熱対策することで豚のストレスを低減させ、夏でも成育低下とならないよう、豚の安定した出荷を目指すというものでございます。

畜産臭気対策につきましては、畜舎の空冷化により室温管理をし、畜舎を密閉することで、臭気成分の揮発の抑制に加え、畜舎内の空気を換気する脱気部に次亜塩素酸水を噴霧することにより脱臭効果が期待できるものでございます。

補正予算の委託料につきましては、浜名湖電装株式会社が取り組む、自動車部品製造技術のノウハウを活用した自動噴霧などの省人化のための新たな設備の開発、設置、それから効果検証のための委託費を計上するものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。地下水を利用してクーラーを設置して、豚に対するストレスを解消するっていうことは生産性の向上っていう表現で記載されている、そういう解釈をいたしました。分かりました。ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） 最後ですね、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 7款1項3目、横山海岸のト

イレが破損とのことですが、管理方法や破損に至った原因をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答え申し上げます。

横山海岸観光トイレにつきましては、日常の管理は横山自治会に委託をしております、週に1回の清掃と施設点検を実施していただいております。

本年10月、女子トイレの陶器製の手洗い器、洗面のボウル部分になりますけど、そこが破損をして、水漏れをしているということを確認しました。コーキングによる簡易な修繕を行っております、現在は水は止まっておりますけども、手洗い器のひび割れなど、破損部分が大きく、今後の使用に支障を来すと判断をしまして、修繕費のほうを予算計上させていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） これ、日常の管理は地元の自治会にお願いしているということでしたけども、こういった公共の物が破損するという表現が記載されているものですから、器物損壊に当たる行為かなと私は思ったんですけども、そこら辺の認識はいかがですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

器物破損になりますけども、当該者というか、そこを破損した、その方がはっきり分かりません。そういったところもありまして、こういったところは市のほうの財政支出をして修繕していると、そういった現状にあります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。今後何か対策を取ったほうがいいのかなという気も、多額をかけるわけにはいかないと思いますけども、何かお考えでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

これに限らず、市内観光の施設が悪質ないたずら行為によるマナーの低下が少し見られます。今後は

このような行為の抑制につながるように、ウェブサイトで注意喚起をするだとか、貼り紙などによって周知をしていく、また注意喚起のほうの取組も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。やはり、普通だったら割れないっていうか、傷まないかなと思うもんですからね、やはり注意喚起を小まめにやっていただくしかないのかなともお伺いしました。

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、10番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。

議案第86号の令和4年度湖西市一般会計補正予算第7号の質問をさせていただきます。

最初の歳入の21款6項2目の1番の湖西市新キャラクターうなぼんグッズのことですが、今、先輩議員への答弁をお聞きしたので取下げさせていただきます。分かりました。

○議長（馬場 衛） じゃあ、次の2番へ。

○10番（佐原佳美） 2番からお願いしたいと思えます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○10番（佐原佳美） 2番は、ちょっと、歳入のほうの2款1項3目のところに、このキャラクターに関してですけども、印刷製本費77万4,000円というふうにあります、その77万4,000円かけて9万円の売上代金というのが、販売収益として、価格設定は適切なのかということをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 小林勝美登壇〕

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

歳出の広報費の補正額のうち、新キャラクターのグッズ製作に係る印刷製本費は、イベントなどでう

なぼんに会いに来ていただいた人たちに配布する、先ほどの神谷議員のときに少しお答えさせていただきましたが、ノベルティのシール、これを70万700円で予定してございます。それから、販売をすると先ほどお答えしたキーホルダーにつきましては7万2,765円を予定してございます。キーホルダーの印刷製本に係る積算根拠は、3種類を各100個、1個当たりで税込み単価242.55円を予定してございます。一般的にカプセルトイで販売されている価格、原価率と比較しても適正な価格だと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） まあシール代が高かったということで理解いたしました。シールは無料配布だと思いますが、そういうことですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） そのとおりでございます。

いろんなイベントのとき、配布をしてPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございます。

カプセルトイって、子供が大好きだしね、中には大人でもマニアの方もいらっしゃるの、ちょっと楽しいかなと思います。

では、次の歳出の2款1項5目も、今し方の神谷議員のお答えで分かったつもりでメモはしたんですが、ちょっと、じゃあ、数字的な確認だけさせていただきます。

住もっか「こさい」定住促進奨励金のほうですけども、それは不足分が14件で、1件10万円の補助なので140万円よろしいですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） 住もっか「こさい」定住促進奨励金のほうですか。140万円は新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金のほうになります。

○議長（馬場 衛） では、佐原さん、もう一度。

○10番（佐原佳美） では、すみません、もう一度。新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金、ち

よっとまとめて言います。3種の事業を。

新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金ですけど、これは不足が14件で1件10万円ということで140万円、その次の、住もっか「こさい」定住促進奨励金は不足が2件で34万円がいいですかね。それで、3番目の移住就業支援補助金が、国の制度が変わって18歳以下のお子さんがあると、1人30万円というものがプラスになったので、その分の30万円という、その合算ということでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） それでは、お答えいたします。

1点目の新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金については、議員おっしゃるとおりでございます。

それから、3件目のほうの移住就業支援補助金についても、現在、もう相談が既に来ておまして、その方が1人子供さんがいらっしゃるということで、30万円ということで、議員おっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

住もっか「こさい」定住促進奨励金については、もう一度、ちょっと答弁をさせていただいたほうがいいと思いますので、もう一度説明させていただきます。

住もっか「こさい」定住促進のほうでは、当初予算では132件を見込んでおりました。そのときに計算した単価によりますと、平均の支給額ですね、これが当初の見込みでは32万9,849円、であったのですが、この上半期を見ますと、お子さんのいる世帯が多かったということもありまして、その単価が34万5,746円というふうになったことから、先ほど議員おっしゃられたように、2件の増加の見込みとなるんですが、この全体の数、年間の見込みでいくと134件になりますので、これに上半期の単価を乗じさせていただいて、そうしますと年間の見込額が4,632万9,964円となります。この当初予算との差引きが278万9,000円となりまして、この分が不足となりますので、278万9,000円を今回補正させていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。不足する分だけが予想の平均額に掛けちゃった私は間違いでした。分かりました。

では、次の。

○議長（馬場 衛） 次の質問ですね、どうぞ。

○10番（佐原佳美） それと、今本当に数字的には、そんな激増ではないですけれども、少しずつでも数字的に増えているということを確認できたので、取組の成果が出ているかなというふうに思いました。

次の9款1項5目です。議案書87ページ、説明書49ページです。

テント型のパーティー購入費1,155万円は何基分でしょうか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えをいたします。

今回購入を予定しておりますテント型パーティーの購入費1,155万円につきましては、300基分の費用でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。それは1基で何人、一応収容用というか、何人用ですか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えをいたします。

湖西市の指定避難所マニュアルの中では、避難所の1人当たりの必要スペースというのは、3平方メートルと定めております。今回購入する、このテント型のパーティーについては、幅が2.1メートル、奥行きも2.1メートルということで、面積が4.41平方メートルとなります。ということで、基本的にはお一人ということなんですけど、もし御家族で使われるのであれば2名の利用が可能と考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。これは、単純計算しますと300基を15避難所で単純に割ると1避難所当たり20基という考えでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えをいたします。

数的には、今議員言われたように、平均計算すると1か所当たり20基ということになりますが、各避難所の対象地区の人数が異なりますので、地区の人数に応じて案分をいたしまして、各避難所のほうに配置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。ついこの間も、私たち新所で避難所の初動活動をやってみたんですけど、内閣府のコロナ対策で見ると3メートル掛ける3メートルで9平方メートルなんて、1人すごいんですけども、でもずっとスクロールして見ていくと、テント型であれば、本当にもう、写真が載っていましたが、隣にすぐ配置してあって、通路だけ2メートルというようなので、本当にテント型になったら、本当に東小学校でも、そんな、1人3メートル・3メートルで、湖西市は、これ感染対策の数字なのか、ちょっと分かりませんが、内閣府で示しているのは3メートル掛ける3メートルなんです。それじゃあ、本当に人数も入らないし、困ったものだなと思いましたけど、テントを購入していただくことにより、より多くの家族が入れるかなというのは分かりました。

ただ、屋根が閉じているのがよい場合、悪い場合というか、着替えとか授乳とかには、屋根がついていいかなというのがありますけれども、ちょっと、家族であればいいのかも分かりませんが、感染対策上と言ったときに、よくテレビの映像なんかで、避難地で、屋根のないテントがある、そこら辺もまた何かの補助金があれば、検討していただきたいなと思いますけど、まあ、今補助金と言いましたが、補助、財源は何でしたかね。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） 今回の財源につきましても、新型コロナウイルスの感染症対策の臨時特別交付金、これが対象メニューとなっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

では次の、今の2番目ですね、令和2年6月補正予算で段ボール型のパーテーション750基を購入していますが、それも災害時に使用して不足するため、購入されたのかということです。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えをいたします。

令和2年6月補正で予算措置をさせていただきました段ボール製のパーテーションにつきましては、人と人の距離を取るなど、いわゆる3密を回避する目的で購入をさせていただきました。

一方、今回購入を予定しておりますテント型のパーテーションは、ワンタッチで設置可能な屋根付きのナイロン製パーテーションになりますので、高さも1.8メートルございます。高さに加えまして、屋根もあるため、プライバシーの確保に優れており、着替えや授乳の際、活用することを想定しております。

また、大規模災害などで新型コロナウイルスに感染をされた方が避難されてきた場合においても、感染者や発熱者の隔離スペースとして使用するなど、プライバシーへの配慮であったり、感染対策の強化という面で補えると考えております。

パーテーションの数につきましては、避難所である小・中学校の体育館については、約100基分の配置が可能であります。令和2年度に購入した段ボール製のパーテーションは1避難所当たり50基程度の配置となっております。数的にも充足している状況ではないということで、今回購入をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。12月4日の一斉の避難訓練のときに、倉庫をその前に見たんですけども、5基ぐらいしか入ってなかったんですね、段ボールのパーテーションが。やはり、この今度のテント型のパーテーションを避難してくる地域の対象人口で案分されるということですけども、やはり、いつ起きるか分からないので、まだ、東小学校の倉庫は隙がありましたので、やっぱり配備しておいて

ほしいんです。発災したら持っていくよでは、ちょっと道路がどうなっているとか、人手、職員さんがどうなのかとか、いろんなことがありますので、ぜひ購入して整備していただくことはいいし、以前に買った物も有効に、無駄ではなかったということも確認いたしました。配備はしっかりしといていただきたいなと思いました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて、5番 福永桂子さんの発言を許します。

〔5番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。

議案番号86、先ほどと同じく、歳出の9款1項5目についてお伺いいたします。

テント型パーテーションはどのようなもので、管理方法を含め、どういう使い方をされますか。具体的な説明を伺います。

ただ、先ほどの御説明によって、仕様と用途についてはよく分かりましたので、管理方法と、保管ですね、をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。危機管理監。

〔危機管理監 安形知哉登壇〕

○危機管理監（安形知哉） お答えをいたします。

管理方法につきましては、使用後に消毒を行い、繰り返し利用できるよう管理をしております。

保管につきましても、避難所の防災倉庫の状況や、避難所の防災倉庫に入り切らない分など、いろいろ、様々ありますので、地域と相談をしながら、市のほうで、市の防災倉庫のほうで保管をしていきます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。保管や管理は責任を持って市が行うということでよろしいですね。

そうしますと、何か自主防災会とか、地元の住民とかに依頼はすることというのはないと考えていいんですね、この保管や管理についてですけれども。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えいたします。

今回のテント型のパーテーション、その他、自主防災倉庫の備品というのは、市の管理になります。それを各地域で、より早く活用してもらうように、防災倉庫のほうに管理をしてもらっているということになります。

ということで、今回のこのテント型のパーテーションにつきましても、各避難所の中で、自主防災倉庫の広さというか、空きスペースも異なりますので、なるべく早く活用ということでは、自主防災倉庫に入れるのが一番よろしいんですが、そのあたりは相談をさせてもらいながら、よりよい形で保管をさせてもらいたいと。

実際に、物の所管というか、管理については市の物になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） そうしますと、使い方も含めて、いろいろなことをどのように周知していくのかということをお聞きいたします。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えいたします。

この使い方につきましては、毎年4月に自主防災会の役員さんが交替をする時期に説明会を開催しております。その中で、今回の、従来の段ボールのパーテーション、それと新たに購入するテント型のパーテーション、それぞれの活用目的なんかも違いますので、そこで説明をまずは行いたいと思います。

それとあと、9月とか12月の防災訓練の際にも、こちらのほうは実際に訓練のほうで使っていただいたり、そのような形でお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。アイデア次第でうまく活用できたらいいなと思います。

では、次の質問に行きます。

○議長（馬場 衛） はい、どうぞ。

○5番（福永桂子） 10款6項8目です。修繕の内

容を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

北部多目的センターの料理研修室には、現在4つの調理台に1つずつ、計4台のビルトイン型のガスコンロが設置されております。このガスコンロにつきましては、グリルとオープンレンジがセットになったユニットタイプとなっております。

今回の修繕につきましては、4台のうち老朽化によりまして着火不良等を生じている2台のガスコンロユニットの取替修繕を行うものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ユニット部分だけの取替ということになるんですね。機能としては、旧型よりも、もちろん新型のほうが向上していると考えてよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） はい、そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） それでは、2番の市民のニーズに適しており、かつ修繕により安全性が確保されますか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

料理研修室につきましては、例年、冬場の時期に多く利用されております。このタイミングで取替修繕することによりまして、利用者の利便性が図られるものと考えております。

また、取替前の機器、以前の機器につきましては、附属するオープンレンジなどが旧式のため、温度調節とか、時間合わせがつまみ方式でした。今度取り替える予定の機器につきましては、ボタン式で液晶表示となりますので、機能性の向上及び安全性の確保が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） これからみそ作りも始まりますので、大変ありがたいなと思います。これを機に、

料理研修室がもっと使われるようになればうれしいですね。

そして、2台されるんですけども、残る2つも、やはり旧型なんですね。それについて、いつ不都合になってもおかしくないなっていう状態なんですけれども、今後の対応はどのようにされるおつもりですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

今回取替修繕しない2台につきましては、平成21年に取替修繕したものだ確認しておりますが、まだ現在のところ使える状況でありますので、このまま使っていて、万が一、また壊れたときには取替という形になると思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて、11番 吉田建二君の発言を許します。

〔11番 吉田建二登壇〕

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。質疑をいたします。

歳出4款1項3目新居斎場の空調設備の改修を行うということですが、この空調設備の改修はどのようなことを行うのか、工事費の内容について説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部理事。

〔環境部理事 村山隆徳登壇〕

○環境部理事（村山隆徳） お答え申し上げます。

新居斎場やすらぎ苑は、平成15年1月1日に供用を開始し、約20年が経過しております。

今回の改修工事の主な内容ですが、火葬棟と、それに隣接する待合ホール、控室などの供用を開始した当時から継続使用している空調設備を取り替えるものとなります。

この空調設備は、老朽化に伴い改修を計画してお

りまして、本年度、令和4年度に設計業務委託を実施し、令和5年度に改修工事を予定してございました。しかし、令和4年7月に当該空調機器の一部が故障し、復旧はしたものの、既設機器メーカーからは、経年により部品が在庫限りでございまして、今後は修理ができない可能性もあるとの報告を受けておりますので、来年の夏までに設備改修を図り、施設利用者に心安らかに故人とのお別れを行っていただくため、工期を前倒し実施するものでございます。

また、和室の控室につきましては、以前より机・椅子の利用による洋室の要望がございましたことから、天井内に埋め込まれている空調機器の取替に併せて内装工事を行い、2つある和室の1室を洋室に改修するものでございます。

なお、空調機器の調達に時間が必要となることから、年度内の予算執行は前払金とし、債務負担行為を設定させていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 空調設備については、設備の取替だけじゃなくして、改修工事も含んでいるということ、そのほかの工事としては、部屋の改装等もあるということで理解をいたしました。

次の項目ですが、9款1項5目地震対策費のテント型のパーテーションについては、まず1項目めについては、300基を購入するというので、これはさきの同僚議員の答弁で理解しましたので、1番については取り下げます。

2番目についても、使用方法についての地区への説明ですけれども、これについても4月に説明しておくということですが、どのように指導されていくのか、特にポイントを置いて、こういう点に指導していきますよってということがあれば、お話しをいただけたらと思います。その点、お願いいたします。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（安形知哉） お答えをいたします。

自主防災会のほうに、こちらのほうからお願いすることといたしまして、まずは今回、新たにテント型のパーテーションを買いましたので、その活用目的は明確に伝えたいと思います。

あと、やはり使用の際、ワンタッチ式で簡易にできるということですが、逆に、それによってけがをされたり、いろいろそういうこともあるかと思いますが、開設する際の注意であったり、あとはしまう際の注意、あとは管理上の、今回についてはナイロン製ですので、カビ等の心配はないと思いますが、管理をするときの注意等を、こちらのほうから丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 私も避難所運営の役員会のほうにちょっと出させていただいて、このテントの実物を見させていただきました。設営するときには、非常にスマートに、さっと自動的に開くわけですが、いざ収納しようと思ったときに、どういう畳み方をして、どういう手順でやっていったらということ、大分役員の皆さん、苦勞しながら、何とか収納したということですので、そういう点で、ポイントなんかを、具合よく指導していただけたらいいのかなと、こんな思いがあって質問させていただきました。

次の質問をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） はい、どうぞ。

○11番（吉田建二） 10款3項1目の中学校管理費ですけれども、岡崎中学校の特別支援学級と新居中学校の普通教室をそれぞれ増築することに伴って、備品を設置するということですが、この備品購入の内容と、特別支援学級と普通教室への、どういう具合になっているのか、そこら辺の振り分けというんですか、内容について説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

次年度新学期の生徒数の見込みによりまして、岡崎中学校の特別支援学級1クラス、新居中学校は通常学級1クラスと特別支援学級の1クラス、合計3クラス増加する予定となっております。それに対応するための備品購入費でございまして、まず、岡崎中学校のほうですが、特別支援学級に整備する主な備品としましては、1人1台タブレットを活用するための無線LAN設備、あとは授業等で使用する大型

テレビ等を予定しておりまして、補正額としては91万5,000円を岡崎中学校分として計上しております。

次に、新居中学校のほうですが、通常学級に整備する主な備品として、生徒のかばん等を入れるロッカー、無線LAN設備、大型テレビ、給食の配膳に使用する配膳台等で297万1,000円、また特別支援学級のほうにつきましては、大型テレビや配膳台等で41万3,000円を計上しておりまして、新居中学校分としては、2クラス合わせて338万4,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、新居中学校の特別支援学級の分が41万円、それで岡崎中学校のは91万5,000円ということで、同じ特別支援学級ですけども、この金額は約倍の違いがあるってというのはどういことでしょうか。生徒数の違いとか、そういうことでしょうか、その点について確認させてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

学校によりまして、既にある物品で使えるものについては使うということですので、金額が違うというようになっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解しました。

じゃあ、次の10款3目3項の中学校施設整備費、同じように、それぞれ岡崎中学校の特別支援学級と新居中学校の不足教室の分の工事費があるわけですけども、この工事費のそれぞれのざっぱな内訳をお尋ねいたします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、岡崎中学校と新居中学校でクラスが不足することに伴う工事請負費ですが、まず岡崎中学校のほうです。岡崎中学校特別支援学級を1クラス増加させるため、空調設備を設置するもので、これが128万円計上しております。

それで、新居中学校のほう、通常学級を1クラス

増加させるために、空調設備の設置及び建具、床等の改修を行うもので、補正額は292万6,000円となっております。

なお、新居中学校の特別支援学級も増えるわけですが、こちらにつきましては、既に設備が整っている部屋を使用しますので、工事は行わない予定となっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） よく分かりました。了解いたします。

質疑を終了させていただきます。

○議長（馬場 衛） 以上で11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第86号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩を取りたいと思います。

それでは、暫時休憩といたします。再開は13時とさせていただきます。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いた

します。

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第87号 令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第87号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第88号 令和4年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第88号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第89号 令和4年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第89号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第90号 令和4年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

16番 中村博行君の発言を許します。

〔16番 中村博行登壇〕

○議長（馬場 衛） 16番 中村博行君。

○16番（中村博行） 議案第90号 令和4年度湖西

市病院事業会計補正予算、収益的支出ですが、給与費は当初予算で今回の補正が賄えると思うが、補正予算として増額した理由を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。
病院事務長。

〔病院事務長 太田康志登壇〕

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の給与費の補正額は、現時点での執行状況から、今後見込まれる執行残額で賄えることが予想されます。

このような状況において補正予算として増額した理由につきましては、病院職員に対して市の職員と同様に人事院勧告に準じた給与改定を行い、その影響額について議会の同意をいただく必要があると判断いたしまして、今回増額の補正をお願いするものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 議会の承認が必要なので増額したということですが、答弁の中にもあったとおり、予算で賄える範囲だというふうに私は思いましたので、それで補正予算ということで、全体を考えた場合、当初の予算でないものが進んでいないと思われるものが収益では、入院収益、国庫補助金、過年度修正益、費用では各項目が決算において毎年不用額が出ているので補正が必要だというふうに思っていますが、この国・県の補助では、当初予算31万5,000円が現在、例月監査のほうで見ると8,923万円ほど入っています。過年度修正益のほうは、2.3万円の当初予算が、今は1,962万円ほどは先ほどと一緒に、例月監査のほうでは入っていることになっているので、大分、実情と違っている部分があるもので、確定しているものは、もう当然上げていってもいいじゃないかと思いますが、これが上がっていないことですので、私としては、実情に合った予算管理をお願いしたいということですが、その辺はいかがですか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

確かに、今年度の上半期の経営状況を見ますと、

収益、費用ともに予算を下回っており、不用額が発生しております。予算に比べて、入ってくるものもございしますが、不用額が発生したとしましても、現金が増減するわけでもありませんし、いわゆる損益に影響するものでもないと思っております。

また、公営企業の会計、決算は当初予算に対する実績評価になり得るものですので、不用額が発生したからといって、補正をするということは、当初予算の妥当性を曖昧にしてしまうおそれもあるというふうに考えておりますので、今のところ、そういった科目における補正というものは考えておりません。

ただ、補正の考え方につきましては、いろいろな御意見があるかと思っておりますので、中村議員の御意見も参考にしながら、今後、補正する・しないについては検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） まあ、言わんとしていることは分かりましたけど、予算管理という面で、予算に対してどうだという達成率がありますけど、これはそうすると、達成率はどんどん下がっていくというのか、予算の意味が私はなくなってくるというふうに思います。そういうことで、こういう質問もしましたけど、あくまでも予算は予算で管理してもらって、こういうことをやりたいから、こういう費用がかかるのか、それに対して今現在の進捗が遅れているなら、それ相当に対処していかなければいけないと。特に、入院費については、これが減るとということは、それに絡めて、いろんな人件費、看護師らも当然そうだろうし、検査の関係の人の費用もそうだろうし、そういうものが変わってくると思います。だから、変わっていった内容を半期ごとでも、ある程度は修正していかないと、市からのもらうものを減らすというような形の方向には進んでいかないため、こういう質問をしました。回答については、執行部のほうがやることについては、執行権があるため、私がああだ、こうだ言うことはできませんけど、経過も見させてもらいます。

以上です。終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第90号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時13分 散会
